

令和3年12月24日
茨城県消費生活センター

関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンについて ～SNSで誘われて…もしかして悪質商法かも！～

茨城県消費生活センターでは、就職や進学などにより生活環境が変わる時期を迎える若者の悪質商法被害の未然防止等を図ることを目的に、成人式や卒業、進学、就職の時期にあたる1月から3月までの3か月間、関東甲信越地区の都県・政令指定都市の消費生活センター、国民生活センター、県内の市町村と連携し、啓発活動を実施します。

実施期間：令和4年1月1日～令和4年3月31日

参加機関：1都9県6政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センター

(茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市)

1 茨城県消費生活センターにおけるキャンペーン期間中の主な取り組み

・パネル展

場所 県庁2階県政広報コーナー

期間 1月5日（水曜日）午後3時から1月14日（金曜日）午前11時まで

・特別電話相談「若者トラブル110番」の実施

悪質商法被害防止等の解決支援を目的に電話や来所にて相談をお受けします。

期間 1月9日（日曜日）から1月12日（水曜日）

※「成人の日」1月10日（月・祝日）も実施します。

時間 1/9（日曜日）・1/10（月曜日・祝日）午前9時から午後4時まで（電話相談のみ）

1/11（火曜日）・1/12（水曜日）午前9時から午後5時まで

電話番号 029-225-6445

場所 茨城県消費生活センター 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

・ポスターの掲示

キャンペーン期間中、高校・特別支援学校・大学・各種専門学校・路線バス車内・郵便局・自動車教習所・図書館等にポスターを配布し、若者の悪質商法被害から未然に防ぐため周知を図ります。ポスターに掲載のQRコードから、茨城県消費生活センターHP「いばらき消費生活なび」特設ページで、身近にある悪質商法の事例や解決のためのアドバイス等を紹介し、ます。

【若者被害防止キャンペーンポスター】



あやしいと思ったら、すぐに相談。☎188 茨城県消費生活センター 029-225-6445

高校及び特別支援学校（卒業年次生徒全員）・看護学校に、若者向けの悪質商法の手口とその啓発ポイントを解説したリーフレットを配布します。

※市町村においても、成人式での啓発リーフレット等の配布及び送付、広報誌・ホームページによる啓発、リーフレットの配架を実施します。

【若者被害防止キャンペーンリーフレット】

〈表面〉



〈中面〉



2 県内市町村消費生活センターの取り組み

- ・ホームページや広報紙による啓発及び成人式でのリーフレットの配布等を実施します。
- ・各市町村の実施計画は別紙「令和3年度若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施計画書（市町村）」を参照願います。

3 若者の消費生活相談の特徴

- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をきっかけとしたトラブル
- ・ 「SNS」「スマートフォン」「借金」の3つのキーワードが挙げられる
- ・ 本人が被害の重大さを自覚していない
- ・ 「親に知られたくない」などと周囲への相談を躊躇する傾向がある
- ・ 困ったらまずネットで検索

※相談状況は、資料「茨城県内における若者（29歳以下）の苦情相談状況」を参照ください。

ネットでは必ずしも正しい情報や回答が得られるとは限りません。少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターにご相談下さい。

特別電話相談「若者トラブル110番」の期間以外でも、ご相談は受付けています。ご相談は、**消費者ホットライン 局番なし188番**へおかけください。お近くの消費生活相談窓口又は国民生活センターにつながります。

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

【本件に関するお問合せ先】
 茨城県消費生活センター 相談試験課
 広報・統計担当：鈴木
 TEL：029-224-4722 FAX：029-226-9156